

## 運営状況概要書

(株2)

法人名:

株式会社 玉川サービス

設立年月日 平成3年10月22日

## 1 法人の概要

代表者職氏名	代表取締役社長 田口 知明	資本金	10,000千円	県出資等額及び比率	5,000千円 (50.0%)	所管部課名	観光文化スポーツ部観光戦略課		
設立目的	秋田県のリゾート構想に基づき、玉川重点整備地区に民間宿泊施設及び自然公園施設が整備されることから、地区内の県有基盤施設の維持管理や給排水・給排湯施設の整備運営等を目的に、秋田県、仙北市、進出企業の出資により平成3年10月設立。								
事業概要	新玉川リゾート地区進出企業に対する玉川温泉の源泉供給管理及び給排水施設の運営管理、県営施設の指定管理等								
関連法令、県計画	「北緯40度シーザナルリゾート秋田」計画（指定区域）								
役員数 (R7.7.1現在)	理事 常勤 1	監査役 常勤 4	評議員 常勤 1	計 常勤 非常勤 常勤 非常勤 常勤 非常勤 1 5	職員数 (R7.4.1現在)	正職員 1	出向職員 1	臨時・嘱託 1	計 1

## 2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続
目標	新玉川地区温泉事業者の安定的な経営のため、事業者への滞りない給排水事業等を実施する。				
取組	温泉事業者への滞りない給排水事業等を実施するため、施設設備について隨時修繕計画の見直しを行い、計画に基づいた修繕を実施する。また、修繕費用の積立を継続し、経営の安定を維持していく。 【R4年度】浄水場ソーダ灰注入器交換を行う。 【R5～7年度】修繕計画書に基づき、施設の適正な維持管理を実施する。				

## 3 財務

## 損益計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
売上高	28,853	30,296
売上原価		
売上総利益	28,853	30,296
販売費及び一般管理費	28,389	30,089
人件費（売上原価含む）	5,447	5,506
営業利益（損失）	464	207
営業外収益	1	3
営業外費用	1	1
経常利益（損失）	464	210
特別利益		
特別損失		
法人税、住民税・事業税	173	113
当期純利益（損失）	291	97

## 貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	26,542	22,016
固定資産		
資産計	26,542	22,016
流動負債	13,757	9,134
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	13,757	9,134
資本金	10,000	10,000
利益剰余金等	2,785	2,882
純資産計	12,785	12,882
負債・純資産計	26,542	22,016

端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

## &lt;主な経営指標&gt;

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	101.6%	100.7%	0.9
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	192.9%	241.0%	+ 48.1
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	48.2%	58.5%	+ 10.3
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

## &lt;退職給与引当状況(単位:千円)&gt;

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

要支給職員なし。

## 県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名 :

## 株式会社 玉川サービス

## 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【令和6年度実績】 修繕計画書に基づく、施設の適正な維持管理 ：当初計画した排水処理場の浄化槽原水ポンプ交換等の修繕に加え、故障した給水加圧ポンプ制御盤交換を追加で実施。 (前年度：浄水場原水濁度計交換ほか) ビジターセンター入館者数：6,859人（前年度7,027名、前年度比97.6%） ビジターセンター顧客満足度：83.8%（前年度：83.3%）		【令和6年度実績】 営業収入：30,296千円（前年度：28,853千円） 経常利益：210千円（前年度：464千円） 当期純利益：97千円（前年度：291千円）	
【自己評価】 施設・車両の老朽化により計画外の修繕が必要となるケースがあるものの、新玉川リゾート地区進出企業の営業に支障が生じることなくインフラを維持している。 ビジターセンターの入館者数は、主要展示物であるプロジェクトマッピングの故障が長期化したため、近隣宿泊施設が宿泊客に対してビジターセンター来訪を積極的に提案できなかったことから、法人の目標である8,000人に対して達成率85.7%となった。	評価 A	【自己評価】 営業収入は水道使用の徴収単価を151円／1m <sup>3</sup> から160円／1m <sup>3</sup> に引き上げたこと等により、前年に比べ1,444千円の增收となった。 当期純利益は老朽化した車両修繕費やエネルギーコスト高騰といった厳しい経営環境から減益を余儀なくされたものの、除雪業務の委託収入や水道使用の徴収単価を引き上げることで黒字を維持した。 有利子負債や累積損失はなく、財務内容に問題はない。 事業規模が小さいため、設備老朽化による修繕費負担が経営状況に影響を与えることから、計画的な修繕を実施していく必要がある。	評価 A

## 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
【所管課評価】 計画に基づいた修繕を実施しながら、計画外の設備修繕に柔軟に対応し、源泉供給管理及び給排水施設の運営管理を行っている。 ビジターセンター来場者数においてはプロジェクトマッピングの故障の影響で、法人の目標値を下回った（目標値比85.7%）が、自然を活用したクラフト教室や観察会を実施し、来場者数の維持（前年度比97.6%）に努めた。		【所管課評価】 老朽化した設備の修繕費用や、電気料・車両燃料費の増加によって営業利益は減少しているが、当期純利益は引き続き黒字となった。借入金、累積損失もなく、経営状況は安定している。 施設設備の修繕費の多寡が経営状況に影響を与えるため、引き続き予防的・計画的な修繕を行なう必要がある。	

## 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	施設の老朽化による計画外の修繕や、エネルギーコスト高騰等の影響から、昨年度より当期純利益が減少しているが、黒字を維持しており、安定した経営状況であると評価できる。 施設設備の修繕費の多寡が経営状況に影響を与えるため、引き続き予防的・計画的な修繕に取り組んでもらいたい。

## 【委員からの提言】

ビジターセンターの入館者数についても、行動計画における目標に設定した上で、各温泉施設との連携を強化するなど、増加に向けて取り組んでもらいたい。
---

委員会評価を踏まえた対応方針	
法人の対応方針	所管課の対応方針

計画的な修繕の実施や、安定した給排水事業・給排湯事業に取り組み、経営の安定化を図る。 ビジターセンターの入館者数についても、行動計画の目標に設定し、クラフト教室の開催等の取組により増加に向けて取り組んでいきたい。	安定した経営の維持と計画的な施設管理に努めさせるとともに、事業者への給排水事業等を滞りなく継続していくように働きかけていく。
---	--

法人名 (株)玉川サービス

**令和7年度計算書類等**

法人所管課　観光戦略課

# 定 款

株式会社 玉川サービス

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社玉川サービスと称する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 玉川温泉を渋黒台地区内に供給する給湯施設の整備及び管理運営事業。
- 2 給排水施設の管理運営事業。
- 3 公園施設の管理運営事業。
- 4 清掃及び除雪事業。
- 5 道路、自然探勝、宿泊施設、野営場及び保健休養施設に関する情報提供並びに運動用具及び野営用具貸付等サービス事業。
- 6 飲食料品、たばこ及び日用雑貨品の販売事業。
- 7 前各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を秋田県仙北市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、800株とする。

(記名株式及び株券の種類)

第6条 当会社の株券は、すべて記名式とし、株券の種類は10株券、100株券及び10株未満の株式数を表示した株券(10株未満株券)の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株式の名義書換その他株式の取扱及び手数料は、本定款に定めるほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

#### (株主名簿の閉鎖)

第9条 当会社は、営業年度末の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者とし権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

#### (議長)

第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

#### (決議)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

#### (議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人を選任して、その議決権を行使することができる。

#### (議事録)

第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は記名押印して会社に保存する。

### 第4章 取締役及び監査役

#### (取締役及び監査役の員数)

第15条 当会社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

- 第16条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の2分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

- 第17条 取締役の任期は、就任後2年内、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第18条 当会社に、取締役社長1名、専務取締役1名を置くほか、常務取締役若干名をおくことができる。
- 取締役社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。
- 2 取締役社長並びに専務取締役は当会社を代表する。

(業務執行)

- 第19条 取締役社長は当会社の業務を統括し、専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。
- 2 取締役社長に事故あるときは、専務取締役が取締役社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

- 第20条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 取 締 役 会

(取締役会の招集)

- 第21条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役及び各監査役に対して会日の1週間前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは招集手続きを省略して

開くことができる。

(議長)

第22条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議)

第23条 取締役会の決議は取締役の過半数以上が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

2 取締役が、取締役会決議の目的である事項を提案した場合において、その提案について取締役全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、提案を可決する取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第24条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印して会社に保存する。

## 第6章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

2 利益配当金がその支払い開始日から満2年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 附則

1. 平成3年10月14日作成（平成3年10月15日認証）
2. 平成16年6月29日一部改正（第5条、第17条の変更、第27条～第32条の削除）
3. 平成18年6月29日一部改正（第3条、第10条の変更）
4. 令和3年11月22日一部改正（第23条第2項追加）

## 株主名簿

株式会社玉川サービス

令和7年3月31日現在

	氏名又は名称	住所	株式数 (株)	議決権数	議決権数 の割合
1	秋田県	秋田県秋田市山王三丁目1番1号	100	100	50.0%
2	株式会社玉川温泉	秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林 3014林班口小班	62	62	31.0%
3	秋田県仙北市	秋田県仙北市田沢湖字宮の後30番地	20	20	10.0%
4	株式会社玉川温泉 クアハウス生命の泉	秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢2番地先	18	18	9.0%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			合計	200	100.0%

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 株式会社玉川サービス

時 点 : 令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	田口 知明	仙北市長
2	代表取締役専務	畠山 米一	株式会社玉川温泉 代表取締役社長
3	取締役	大森 慎也	秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課長
4	取締役	石井 芳明	株式会社玉川温泉クアハウス 生命の泉 取締役
5	取締役	和田 耕悦	株式会社玉川温泉 常務取締役
6	監査役	松川 昇	株式会社玉川温泉 執行役員業務本部長
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

## 令和7年度 事業計画(案)

設備老朽化・エネルギーコスト高騰など経営環境に楽観は許されないことから、諸経費削減等に努めながらお客様満足度の向上に努めます。

### 水道給排水事業

給水事業について、円滑かつ安全に供給できるよう、各施設の機器などは修繕計画に基づき更新して参ります。突発的な故障や障害が発生した場合には、速やかに対応できるよう関係者と連携して対応いたします。

浄水場建物設備は、電動シャッターや開閉ドアの腐食による穴などの損傷が著しいことから、小動物や害虫の侵入が懸念されます。衛生管理上、交換を要する状況となっており、県と相談しながら対策を検討したいと考えております。その他の維持修繕工事については、計画的に実施いたします。

水質管理においては、雨により原水に濁りが生じた場合は、薬剤投入量の調整を行い、浄水運転の停止と組み合わせながら水質管理に努めます。

また、排水処理については、排水基準不適合等の指導を受けないよう、点検・清掃を励行してまいります。

### 温泉給排湯事業

温泉給湯管は設置から25年経過以上しておりますので、国土交通省のトンネル内に敷設している配管は不具合が生じないよう定期点検を継続して行い、修繕が必要な場合は速やかに対応して参ります。

給湯管の更新は各施設とも更新計画を考える時期となっておりますので点検結果を共有していきます。

排湯管は、年2回除去作業をしておりますが、酸化鉄の硬化がすすみ剥がれにくくなっています。今後も定期的に清掃管理を行うことで対応してまいります。

## 秋田県からの委託業務

### 《観光戦略課所管》

#### □ 新玉川リゾート基盤施設維持管理業務

周回路並びに歩道には、縁石の損傷や舗装面の亀裂・凸凹箇所、ガードレールなどの破損がみられます。縁石の損傷につきましては修繕作業を実施済で、その他危険と判断される箇所は注意喚起の看板設置などで対応いたします。

また、ポイ捨てのゴミ拾い、草刈、道路や歩道に伸びてきた枝切り作業をしつかり行い環境維持に努め、通行する車両や人に支障のないよう清掃、見回りを徹底してまいります。

#### □ 新玉川リゾート基盤道路除雪業務

ロータリー除雪車は2月末に稼働不能となったため、今年度は鎧畠ダムで使用していたロータリー除雪車を観光戦略課に所管替えのうえ無償貸与いただけることとなっております。除雪ドーザにつきましても、多額の修理費が見込まれておりますので、対応について観光戦略課に相談しております。

### 《自然保護課所管》

#### □ 秋田県営玉川温泉ビジターセンターの指定管理業務

主要展示物であるプロジェクトマッピングの修理が完了しており、近隣宿泊施設が宿泊者にビジターセンターへの来訪を提案しやすい環境となりました。

また、クラフト教室の開催や周辺の植物のご案内、近隣観光地のお問い合わせ等に適切な対応ができるよう、職員の親切丁寧な対応を心掛けお客様満足度の向上に努めるとともに、積極的にアンケートに協力していただくようお声掛けをしてまいります。

駐車場は、ドクターへリの離着陸場になっておりますので、安全確保に協力して参ります。

機器故障については、継続して自然保護課へ働きかけたい。

※現在の故障状況

サーベイメーター（令和5年4月より故障）

# 令和7年度 比較予想損益計算書(案)

自 令和7年4月1日  
至 令和8年3月31日

株式会社玉川サービス  
(単位:円)

科 目	予算額	前年決算額	差異	率	
運 企業負担金	22,339,500	19,189,600	3,149,900	116.4%	
	新玉川温泉	16,789,600	3,149,900	118.8%	
	クアハウス生命の泉	2,400,000	0	100.0%	
営 受託収入	10,210,637	10,067,819	142,818	101.4%	
	ビジター管理委託	4,643,637	4,601,819	41,818	100.9%
	基盤施設維持管理	1,040,000	939,000	101,000	110.8%
収 基盤道路除雪業務	4,527,000	4,527,000	0	100.0%	
	特別負担金収入	0	719,480	▲ 719,480	
	その他収入	320,000	▲ 150,000	53.1%	
入 収入計	32,720,137	30,296,899	2,423,238	108.0%	
人 人件費	5,899,100	5,506,591	392,509	107.1%	
	旅費交通費	70,000	58,491	11,509	119.7%
	通信費	159,700	150,002	9,698	106.5%
	賃借料	21,500	26,100	▲ 4,600	82.4%
	租税公課	23,600	24,450	▲ 850	96.5%
	外注費	7,120,000	7,096,800	23,200	100.3%
	施設管理費	10,758,455	9,920,493	837,962	108.4%
	雑費	528,340	514,801	13,539	102.6%
	修繕費	1,565,500	1,958,870	▲ 393,370	79.9%
	車両費	6,362,672	4,833,232	1,529,440	131.6%
人 減価償却費	0	0	0	-	
人 一般管理費計	32,508,867	30,089,830	2,419,037	108.0%	
営 業 利 益	211,270	207,069	4,201	102.0%	
利 受取利息	3,000	3,308	▲ 308	90.7%	
	0	163	▲ 163	0.0%	
利 営業外収入計	3,000	3,471	▲ 471	86.4%	
利 預金利子税	500	503	▲ 3	99.4%	
經 常 利 益	213,770	210,037	3,733	101.8%	
利 特別利益	0	0	0	-	
利 特別損失	0	0	0	-	
利 税引き前当期純利益	213,770	210,037	3,733	101.8%	
利 法人税等充当額	117,900	112,700	5,200	104.6%	
利 当 期 純 利 益	95,870	97,337	▲ 1,467	98.5%	

法人名 (株)玉川サービス

**令和 6 年度計算書類等**

法人所管課　観光戦略課

第 34 期  
事 業 報 告 書

自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

株 式 会 社 玉 川 サ ー ビ ス

## 第34期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）事業報告について

### I 事業概要

#### ① 玉川温泉地区全般の概要

国道341号の通行規制は、八幡平アスピーテラインと同時に解除となり、4月15日10:00より通行可能となりました。

4月12日に玉川温泉地区利用適正化連絡協議会（幹事：秋田県自然保護課）が開催され、天然岩盤浴地周辺の残雪調査の結果などを踏まえ、国道341号の冬期通行規制が解除となる4月15日から岩盤浴地の利用再開が承認されました。

玉川地区の国有林についてはツキノワグマによる人身事故を避けるべく今期も引き続き入林禁止とされ、林道入口や道路脇駐車帯に順次「入林禁止」の看板が設置されました。また、叫沢付近には有毒ガス発生の看板も設置されました。

玉川温泉地区の宿泊施設の宿泊客数はコロナ禍前を上回りました。インバウンドの宿泊客は前年比1.7倍となりましたが、他観光地も巡る団体ツアーがほとんどであり、夕方遅くに到着して翌朝早く出発するため、滞在時間が短い傾向にありました。

11月7日に初雪を観測しました。前年より17日遅い初雪となりましたが、積雪25cmとその後の豪雪を予感させるような初雪となりました。玉川温泉は11月29日のチェックアウトをもって冬期休館となり、新玉川温泉は11月30日から12月13日までメンテナンス休館をいたしました。12月1日から例年通り国道341号の冬期通行規制が始まりました。

冬期間は、豪雪の影響や、3月7日の秋田新幹線こまちと東北新幹線はやぶさの連結分離事故により、秋田新幹線がたびたび運休となりましたが、新玉川温泉では前年を上回る宿泊客を受け入れできました。

以上のような状況の下、当社の各事業の概要につきましては、次のとおりであります。

## ② 給排水事業

給排水事業における今年度当初の設備修繕計画は、浄水場の非常用発電機点検整備、排水処理場の浄化槽原水ポンプ交換、調整ポンプ交換であり、予定どおり実施しました。

また、9月30日に水道給水停止となる事態が発生したため、原因である給水加圧ポンプ制御盤交換を追加で行いました。

水道の安定供給に関しては、大雨予報がある場合は貯水量を確保しながら浄水運転を自主停止させるなど、気象変動や気象予報の情報を考慮しながら稼働することで、安定した水質で安全に供給できるように努めて管理して参りましたが、予報以上の雨量の影響で原水濁度高となり異常停止が2回発生いたしました。いずれも貯水量を確認して断水となることなく復旧しております。

また、7月は上旬の長雨に加えて、25日には2年連続の豪雨となりましたが、大雨による給排水設備等への被害は特にありませんでした。

今期の給水量は、91,670 m<sup>3</sup>（前年実績93,907 m<sup>3</sup>、前年対比97.6%）でありました。各施設の使用量は、新玉川温泉89,935 m<sup>3</sup>（同92,345 m<sup>3</sup>、同97.4%）、クアハウス生命の泉0 m<sup>3</sup>、県営施設等1,735 m<sup>3</sup>（同1,562 m<sup>3</sup>、同111.1%）となっています。

## ③ 給排湯事業

給湯関係は、国交省中和処理施設トンネル内への立ち入り許可をいただき、専用引湯管の点検を11月11日に例年通り実施しました。引湯管にスケールの付着は見られるものの損傷等の異常はありませんでした。

排湯管につきましては、処理水の流れが悪い箇所の洗浄作業と温泉中和処理の副産物である酸化鉄の除去作業を6月と10月の2回行いました。

温泉中和処理は、今年も新玉川温泉のみ実施となりましたが、石灰投入ならびに年6回の廃石灰汲上げ清掃を計画通り実施していることを確認しております。

#### ④ 秋田県からの委託業務

##### 《観光戦略課所管》

###### □ 新玉川リゾート基盤施設維持管理業務

本業務は、基盤道路（国道 341 号からの玉川温泉大橋及び周回道路）と多目的屋内広場の維持管理であります。

適時、巡回やごみ除去、排水溝清掃、草刈りなどを行って維持管理に努めております。

4月 15 日より国道 341 号が開通し、岩盤浴地も同日開場となりました。

玉川温泉大橋付近の転落防止ガード柵は、除雪作業を行って 4 月 24 日に設置が完了いたしました。

5月 16 日に玉川温泉と新玉川エリア間の歩道の通行止めが解除されました。昨年より 9 日早い開通となりました。

国有林は今年度も入林禁止となっていますが、6 月のタケノコ採りシーズンには依然として入林者や路上駐車が多く、ゴミのポイ捨てが多い状況に変わりありません。

今期は 7 月の豪雨を除くと、台風の接近も少なく、強風や大雨時に木の枝や落葉の散乱が見られることはありましたが、大きな災害はありませんでした。

国道 341 号から新玉川大橋にかけての道路区画線が経年劣化や除雪作業によって消えておりましたが、当社が県より委託を受け、11 月に道路区画線の引き直しが完了しました。

冬は積雪量が大幅に増加して豪雪となりましたが、大きな雪害はありませんでした。

###### □ 新玉川リゾート基盤道路除雪業務

除雪業務は、路面の凸凹、特にマンホールの破損をしないように、道路脇に目印となる竹竿を例年同様に設置のうえ、降雪前に除雪作業員による路面の確認を徹底することで作業による損傷を未然に防ぐようにしております。しかし、中和処理場付近のマンホールを一部損壊してしまい、6 月下旬に修復工事を行う予定です。

11 月下旬の降雪本格化に備えて安全に除雪できるよう 11 月中旬に基盤道路への除雪ポール設置、除雪車両へのタイヤチェーン取付作業を実施しております。

委託期間の除雪出動日数は、近年まれにみる大雪に見舞われ 12・1・2 月はほぼ毎日稼働していたことから 90 日（前年 68 日）、出動率は 74.4%（前年 55.7%）と、稼働時間が大幅に増える結果となりました。

ロータリー除雪車は初度登録から 23 年経過しており、作業中のトラブルが多くなり、2 月 24 日に稼働不能となりました。その後レンタル契約にて 3 月 27 日に新たなロータリー除雪車が到着し、翌 28 日より稼働いたしました。

今年度、鎧畠ダムで使用していたロータリー除雪車を観光戦略課に所管替えのうえ無償貸与いただけすることとなっております。除雪ドーザにつきましても、多額の修理費が見込まれておりますので、対応について観光戦略課に相談しております。

当期の除雪作業時間は以下のとおりです。

#### 作業時間

ロータリー除雪車	138 時間 00 分	（前年 173 時間 00 分、 79.8%）
除雪ドーザ	221 時間 00 分	（前年 172 時間 30 分、 128.1%）

### 《自然保護課所管》

#### □ 秋田県営玉川温泉ビジターセンターの指定管理業務

玉川温泉ビジターセンターは 4 月 28 日に開館し、11 月 4 日の閉館まで 191 日間の営業をいたしました。

館内の主要展示物であるプロジェクトマッピングの不調が 5 月上旬より続き、7 月 12 日に業者が修理のため持ち帰りしました。シーズン中の修理完了を期待しておりましたが、閉館後の 11 月 14 日に納品となりました。

施設周辺の木々に名前プレートを表示したり、草木の葉・芽・種子などを活用したクラフト教室や自然に親しむ観察会等を開催したりして、利用者の満足度向上に努めました。

今期の入館者は、6,859 名（前年 7,027 名、前年対比 97.6%）と目標の 8,000 名には及びませんでした。4~6 月は前年度を上回る入館者数でしたが、7 月は長雨と豪雨によって前年比 142 名もの入館者減少となりました。また、主要展示物であるプロジェクトマッピングの故障により近隣宿泊施設が積極的にビジターセンターを紹介できなかつたため前年を下回る入館者数となりました。

閉館後の冬期は 1 月と 2 月に屋根の雪下ろし作業を行い、維持管理に努めました。

## II 会社の概要

### 1 定時株主総会

令和6年6月20日、仙北市に於いて第33期定時株主総会を開催し、下記提出議案について審議されました。

記

第1号議案 第33期計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）の承認の件

第2号議案 取締役及び監査役全員任期満了につき選任の件

工藤肇氏が任期満了につき取締役を退任され、新たに和田耕悦氏が取締役に就任いたしました。

※ 全議案につきまして原案どおり承認可決されました。

### 2 取締役会

当期中の取締役会は4回開催し、議決件数10件であります。

### 3 株式の状況（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行する株式の総数 800株
- (2) 発行済株式の総数 200株
- (3) 株 主 数 4名
- (4) 株 主

株 主 名	所有株式数	持株比率
秋田県	100株	50.0%
株式会社玉川温泉	62株	31.0%
仙北市	20株	10.0%
株式会社玉川温泉クアハウス生命の泉	18株	9.0%
計	200株	100.0%

4 取引銀行

秋田銀行花輪支店

北都銀行田沢湖支店

5 取締役並びに監査役 (令和7年3月31日現在)

役 職	氏 名	主たる職業
代表取締役社長	田 口 知 明	仙北市長
代表取締役専務	畠 山 米 一	株式会社玉川温泉 代表取締役社長
取 締 役	小 松 鋼 紀	秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課長
取 締 役	石 井 芳 明	株式会社玉川温泉クアハウス生命の泉 取締役
取 締 役	和 田 耕 悅	株式会社玉川温泉 常務取締役
監 査 役	松 川 昇	株式会社玉川温泉 執行役員業務本部長

6 登記事項

取締役 5名並びに代表取締役 2名及び監査役 1名の変更登記

(令和6年10月15日登記)

以上

## 貸 借 対 照 表

株式会社 玉川サービス

令和7年3月31日現在

借方科目	金額	貸方科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,016,192円	流動負債	9,133,883円
現 金	47,617円	未 払 金	2,022,436円
普 通 預 金	3,192,851円	未 払 税 金	555,100円
定 期 預 金	9,000,000円	預 り 金	13,980円
未 収 金	9,513,724円	仮 受 金	0円
貯 蔵 品	262,000円	未 払 法 人 税 等	112,700円
		修 繕 積 立 金	3,429,667円
		設備修繕預り金	3,000,000円
		負 債 合 計	9,133,883円
固 定 資 産		(純資産の部)	
車 両	3円	株 主 資 本	12,882,312円
		資 本 金	10,000,000円
		前 期 繰 越 利 益	2,784,975円
		当 期 純 利 益	97,337円
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,882,312円
		純 資 産 合 計	12,882,312円
資 産 合 計	22,016,195円	負債及純資産合計	22,016,195円

# 損 益 計 算 書

株式会社 玉川サービス

自 令和 6年4月 1日  
至 令和 7年3月31日

科 目	金 額	
( 営業損益の部 )		
営業収益		
運営収入		30,296,899 円
営業費用		
一般管理費	30,089,830 円	
営業利益		207,069 円
( 営業外損益の部 )		
営業外収益		
受取利息		3,308 円
雑収入		163 円
営業外費用		
預金利子税	503 円	
経常利益		210,037 円
( 特別損益の部 )		
特別利益		0 円
特別損失		0 円
税引前当期純利益		210,037 円
法人税等充当額		112,700 円
当期純利益		97,337 円

## 株主資本等変動計算書

自 令和6年4月1日  
至 令和7年3月31日

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	前期末残高	10,000,000 円
	当期末残高	10,000,000 円
【資本剰余金】	前期末残高	0 円
	当期末残高	0 円
【利益剰余金】		
利益準備金	前期末残高	0 円
	当期末残高	0 円
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	前期末残高	2,784,975 円
	当期末残高	2,882,312 円
利益剰余金合計	前期末残高	2,784,975 円
	当期末残高	2,882,312 円
株主資本合計	前期末残高	12,784,975 円
	当期末残高	12,882,312 円
純資産合計	前期末残高	12,784,975 円
	当期末残高	12,882,312 円

# 個 別 注 記 表

[ 自 令和6年4月1日  
至 令和7年3月31日 ]

## 1. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

特にありません。

### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ~ 定率法を採用しております。

償却可能限度額に達した固定資産は、5年間の均等償却  
しております

無形固定資産 ~ 特にありません。

### (3) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

### (4) 会計方針の基準

#### 貸借対照表の「純資産の部」の表示に関する会計基準

当社は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会  
平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に  
関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計  
基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の数                | 200株     |
| (2) 当事業年度末における自己株式の数                 | 0株       |
| (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項           | 特にありません。 |
| (4) 当事業年度の末において発行している新株予約権の目的となる株式の数 | 0株       |

## 3. その他の注記

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 固定資産の減価償却累計額 | 5,411,589円 |
|------------------|------------|

## 繰越利益剰余金について

当期末繰越利益剰余金 2,882,312円

これを次期繰越利益剰余金といいたします。

## 監査報告書

令和7年6月4日

株式会社玉川サービス  
代表取締役社長 田口知明 殿

監査役 松川昇

株式会社玉川サービスの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの、第34期事業年度の計算書類等について監査を行いました。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続きは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、前事業年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、計算書類等は株式会社玉川サービスの令和7年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認めます。

## 報告書

前記のとおりご報告申し上げます。

令和7年6月19日

株式会社玉川サービス  
代表取締役社長 田口知明

No.11

# 令和6年度 運営収入・一般管理費内訳書

株式会社玉川サービス

企業負担金	株式会社玉川温泉	16,789,600 円
	クアハウス生命の泉	2,400,000 円
受託業務収入	自然保護課（自然公園管理業務）	4,601,819 円
	観光戦略課（基盤施設維持管理業務）	939,000 円
	観光戦略課（基盤施設除雪業務）	4,527,000 円
特別負担金収入	株式会社玉川温泉	719,480 円
その他収入	観光戦略課（基盤道路区画線塗装業務委託料）	220,000 円
	田沢湖高原リフト（園地駐車場除雪業務委託料）	100,000 円
収入合計		30,296,899 円

人件費	給料手当	ビジターセンター管理人	2,123,200 円
		基盤施設維持管理人・除雪作業員	2,569,600 円
	業務委託費	事務作業委託料	480,000 円
	通勤費	通勤手当	318,935 円
	法定福利費	労働保険料	14,856 円
旅費交通費	出張旅費交通費		58,491 円
通信費	切手代、電話料(浄水場、ビジターセンター)		150,002 円
賃借料	秋田森林管理署(給湯・排水管敷)		26,100 円
租税公課	収入印紙		24,450 円
外注費	給排水委託費	浄水・排水維持管理(友愛ビルサービス)	6,600,000 円
	清掃委託費	ビジターセンター開館前清掃(東北ビル管財)	95,800 円
	その他委託費	雪囲い、基盤道路ガードロープ等(新東組)	401,000 円
施設管理費	電気料	取水場・浄水場・排水処理場の電気料	6,642,804 円
		ビジターセンター電気料	408,789 円
	水質検査料・薬品代	水質検査、浄水薬品	1,624,500 円
	保守管理料	浄水場等技術管理料	497,400 円
		ビジターセンター消防設備点検	90,000 円
その他管理費	浄水場配水池清掃消毒作業他管理費		657,000 円
雑費	消耗品費	消耗品等	140,167 円
	会議費	会議・打合せ費	34,813 円
	事務用品費	プリンタインク他事務用品	16,645 円
	振込手数料	銀行送金手数料等	52,150 円
	その他雑費	決算公告料他雑費	271,026 円
修繕費	ビジターセンター 引込箱取替工事		740,000 円
	周回路 マンホール鉄蓋及び歩道ブロック修繕工事		420,000 円
	浄水場 非常用発電機点検整備		273,000 円
	その他		525,870 円
車両費	車両修繕費	車両修理・点検整備代・部品代	2,774,160 円
	車両燃料費	除雪ドーザ・ロータリー燃料代	2,013,400 円
	その他車両費	自動車保険料	45,672 円
減価償却費	減価償却費		0 円
支出合計			30,089,830 円